

お客様各位

拝啓

梅雨の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて先般6月28日付けで税関総署より緊急告知（第33号規定、税関総署のHPにて御参照が可能です）がございましたので、お知らせ申し上げます。

1. 海外から中国への輸出に関して（2010年7月1日より実施）

A類

現状通り

B類

（現状）

インボイス金額が400元以下の物品に関しては免税扱いとする
通関時に書類等一切不要

（新規定）

関税・増値税合わせて50元以下の物品に関しては免税扱いとする。
概算で300元以下の物品に関してはこの適応範囲に入ります。
純粋なサンプル品（切れ込みのはいった衣服サンプル、広告品等）
以外の物品に関しては通関時に貿易相手先発行の「通関委託書」の添付
が必要。

C類

（現状）

インボイス金額が400元～5000元の物品に関しては課税扱いとする
通関時に書類等一切不要

（新規定）

課税に関しては変更なし。
通関時に貿易相手先発行の「通関委託書」の添付が必要。

D類

現状通り

2. 中国から海外への輸出に関して

（新規定）

すべての輸出貨物に貿易相手先発行の「通関委託書」の添付が必要。

以上

現状ではこの第33号規定に対する各地域の税関の見解や対応がまちまちで統一しておりませんが、弊社ではお客様の貨物を迅速に且つ安全に運送する為、いろいろな局面におきまして臨機応変に対応させていただきたく所存です。

詳細に関しましては各営業担当から直接ご連絡させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

2010年6月30日

株式会社スコアジャパン
代表取締役社長 大沢理